

1 令和6年度決算について

- (1) 基金と起債について
- (2) 教育費について
- (3) 工事契約について

2 公教育について

- (1) 子どもの意見を反映させた教育活動について
- (2) 中野区コミュニティ・スクールと次世代育成委員の次期委嘱について
- (3) 総合教育会議の開催について

3 第二次中野区再犯防止推進計画について

令和7年第3回定例会決算特別委員会におきまして、立憲・国民・ネット・無所属議員団の立場から総括質疑をおこないます。質問は通告の通りでその他はありません。

1 令和6年度決算について

(1) 基金と起債について

すでに当会派からは2人登壇して基本的なところは質疑させていただきましたので、私からは基金と起債について伺います。予算通り執行できたのか。できなかったのか。それはなぜなのかという観点から、基金と起債のバランスについて考えていくたいと思います。

●基金について伺います。

令和5年度予算よりスタートした「財政運営の考え方」において、各基金の積み方の考え方が示されました。

道路・公園整備基金とまちづくり基金

1-1-1 「財政運営の考え方」によると、積立において、道路・公園整備基金は、道路占用料を、まちづくり基金は、特別区交付金財産費を財源に積立て、双方ともその後、当該年度から10年間の基金活用計画額の平均を算出し、その平均額より予定とした財源とした積立額の方が小さい場合は、その差額を一般財源からも積み立てます。とあります。財源については両基金とも以前より示されていましたが、「財政運営の考え方」により財源が不足した場合の考え方方が加わりました。施設改修に関する基金とは積立の考え方方が異なっています。こちらの理由を教えてください。

財務課長

将来の事業のための財源として活用する基金の積立て方については、様々な視点があります。

道路・公園整備基金につきましては、まちづくり基金と同様に、活用事業の進捗を踏まえ、基金の積立てについて整理したものです。一方、施設改修に関する基金につきましては、発生主義の考え方を取り入れているものでございます。

1-1-2 道路・公園整備基金の対象となる事業はどのようなもので、道路と公園とのそれぞれの事業費を教えてください。

財務課長 基金の対象につきましては、中野区道路・公園整備基金条例に定めているとおり、道路及び公園の整備に係る事業が対象であり、実施設計等の委託料や整備工事費に繰り入れているものでございます。基金を繰り入れた事業の令和6年度の決算額は、道路事業は約19億円、公園事業は約6億円です。

1-1-3 事業費はおよそ25億にもなっています。主要施策の成果P141によると、積立額は21億です。財源である道路占用料はいくらでありそれで充当できているのか伺います。

財務課長 竹内財政課長令和6年度につきましては、占用料約9億5,000万円のうち、約8億円を積み立てています。差額につきましては、一般財源から積み立てています。

1-1-4 つまり基金積立においては13億の一般財源が入っていることになります。

R5年度の積立計画では、積立目標額は1年あたり17億であったものが、R7年度は24億にもなっています。理由は何でしょう。

財務課長 物価高騰と併せて都市基盤の必要な整備が増えているためと考えています。

1-1-5 令和7年第1回定例会でも取り上げましたが、今後都市基盤は急激に劣化が進む可能性があることを考えると、道路舗装改良補修等の事業費はさらに上昇することが考えられ、計画的に基金を積んでいくことが必要です。特に、八潮市の事故があったように、施設の更新も多くなっていくことが見込まれます。

こちらの積立計画については一考の余地もあると考えますがいかがでしょう。

財務課長 当面は現在の考え方に基づいて積立を行っていきたいと考えてございますが、今後、道路舗装改良補修等の経費の推計、財政フレームへの影響を勘案しつつ、基金残高の状況について、注視していきたいと考えてございます。

まちづくり基金については、予算額通り積立されています。

こちらの財源は都区財調交付金で算定されると認識しています。

●施設改修に係る3つの特定目的基金について伺います。

施設改修にかかる基金は、「財政運営の考え方」において、当該年度に発生する見込みの減価償却費の25%を積立て、年度末残高は減価償却累計額相当額の25%の確保に努めるという考え方が示されています。

最初にR6の状況を確認します。

社会福祉施設整備基金

1-1-6 当初予算では積立できず、その理由は、定額減税や新庁舎移転費用の影響を考えたためとのことでした。

最終的に1億6千万を積立て、残高は31億となりましたが、目標額残高に達したのか伺います。

財務課長 社会福祉施設整備基金でございますが、年度末残高について、減価償却累計額相当額の25%である34億円を目標としていたところ、3億円マイナスの31億円であったために、目標残高には達していない状況でございます。

義務教育施設整備基金

1-1-7 こちらも財政運営の考え方の通り、当初予算では積立てませんでした。剩余金等で5億8千万積立てましたが、結果として目標残高に達したのか伺います。

財務課長 こちら年度末残高につきまして、減価償却累計額相当額の25%である96億円を目標としていたところ、131億円でございまして、目標を達成することができました。

財政調整基金施設改修分

1-1-8 積立て予算額1億4千万ですが、実際の積立て額は7億でした。
目標残高に達したのか伺います。

財務課長 年度末残高について減価償却累計額相当額の25%である115億円を目標としていたところですが、こちら、15億円マイナスの100億円でございまして、目標残高には達していない状況でございます。

●以上確認させていただきました。簡潔に3点お伺します。

1-1-9 2基金は残高目標額に達しておらず、また義務教は年度末剩余金で積みました。
施設改修分の3つの基金において、残高目標値に達しなかった場合の考え方はあるのでしょうか。

剩余金頼みと言わざるを得ない状況で良かったのでしょうか。

優先して積み立てを考えるべきではなかったのではないかと考えますがいかがでしょうか。

財務課長 基金につきましては、年度当初について、当該年度に発生する見込みの減価償却費相当額の25%を当初予算編成時に積み立てることを原則とし、施設整備のため積立てを行うこととしてございます。年度末残高につきましては、当該施設の減価償却累計額相当額の25%の確保に向けて、財政状況により、さらに一般財源の確保ができた場合には積立てを行うなど、目標の額の達成に努めたいという考え方でございます。

予算審査の時にも触れましたが、財政運営の考え方があるのに、それに沿って予算編成されず、財政規律を保てなかつたことは指摘したいと思います。

1-1-10 財政調整基金年度間調整分は決算剩余金の積立てもされたので、目標額を超えて292億の残高となっています。こちらを財調施設改修分の不足残高分へ回せないのでしょうか伺います。

財務課長 地方財政法の趣旨に照らしますと、年度間調整分を施設改修分へ充当することはできないと考えてございます。

1-1-11 それならば、中村委員からも、前回私からも提案しましたが、R8年度予算編成に向けて基金活用の考え方を見直されるようですので、この機会に、財調基金を、年度間調整分と施設改修分とに独立させた方が、すっきりするのではないかと考えますがいかがでしょうか。

財政課長 平成13年度に施設建設基金につきまして廃止いたしまして、全額財政調整基金に積立てを行ったところでございます。財政調整基金につきましては、このたび見直しを行い、退職手当分について廃止するものでございますが、さらなる見直しにつきましては、残高状況なども勘案しながら検討していきたいと考えてございます。

年度間調整分ばかり残高が増えていくことになります。積極的に起債償還に使うなど、工夫されてもいいのかなと考えます。

一点余談ですが

1-1-12 「財政白書」P20にて、財政調整基金の目的別残高の推移について、それぞれの内訳を記載いただきとてもわかりやすくなりました。ありがとうございます。

「財政運営の考え方」で各基金の目標額が示されました。今回質疑にあたり、基金残高目標額の記載がどこにもなく苦労しました。次回の「財政白書」では、ぜひ財政運営の考え方について各基金の積立目標額を記載されるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

財政課長 委員御指摘を踏まえまして、各基金の積立目標額を記載することについては検討していきたいと考えてございます。

●次に起債について伺います。

当初予算にて予定したのにもかかわらず、起債を取りやめたものがあります。中野駅新北口駅前地区市街地再開発事業、中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備、さらに中野駅新北口駅前地区の土地区画整備事業、囲町東地区の市街地再開発事業は7次補正で減額しましたが、最終的に取りやめています。

1-1-13 起債をやめる判断はなぜされたのでしょうか。

財政課長 起債発行につきましては、事業の進捗状況や出納整理期間中の一般財源の充足状況などを鑑みた上で判断をしているものでございます。

事業の取りやめもありました。また、それだけではなく歳入の状況が良かったため金利を払うより、一財を財源に払った方がいいという判断があったのだと思います。

昨日他の委員が詳細に確認されていましたように近年金利は上昇しています。

1-1-14 審査意見書51ページによると区画街路4号線の債券のうち6億は他に比べて利率が1.558%と高いのですが、なぜでしょう。利率が高いから起債をやめるということはできなかったのでしょうか伺います。

財政課長 こちらは民間資金からの借入れとなっているために、ほかの起債に比べて金利が高い傾向となってございます。実際に借入れ手続を進めて初めて利率が開示されますので、利率を見た上で起

債発行を判断するのは難しいと考えてございます。

伺って見ると、年度末の判断になるということが理解できます。

1-1-15 好調な歳入もあって、金利も上昇していく中、総合的な判断からこの度 R6 年度末で起債を取りやめたことについてはどう分析されていますか。

財政課長 起債を取りやめたことによりまして、後年度の公債費負担が圧縮され、適切な財政運営につながったと考えてございます。

●基金と起債のバランスについて

1-1-16 確認してまいりましたが、そもそも基金の「積み方の考え方」は妥当なのかということを考えたいとなりません。

施設改修の基金について、減価償却費の 25 %の積立という考え方についてその理由を確認させてください。

財政課長 減価償却費相当額の 25%を基金に積み立てていくという考え方につきましては、施設整備に係る事業の財源として、起債について総事業費から国庫補助等を控除した額のおおむね 75%に充当できるという想定の下、減価償却費相当額の 25%を毎年基金に積み立てていくということで整理してございます。

これが、今の中野区の基金と起債とのバランスの考え方となります。

基金積立についてこうした「考え方」があることには、評価をするものではあります。その考え方についての検討はまたの機会にいたしますが、考え方があるなら可能な限り精度を高めた目標額を定め、目標額を定めたのならそれに沿って積立をすることが大事であると考えます。

基金活用の考え方についてという報告が、先の 8 月 21 日の総務委員会であり、課題の整理をされているので伺います。

1-1-17 施設改修に関する 3 つの基金において、物価上昇分も加味するということが示されました。基本となる資産価値の評価については議会でも課題となっていました。どのように考えていくのか教えてください。

財政課長 国土交通省が公表している建設工事費デフレーターを使用いたしまして、その逆数を固定資産の取得価格に乗じることにより、現在の物価水準に置き換えることといたしました。仮に 10 年前に取得した施設の取得価格が 100 億円、物価上昇が 30%とした場合、基金活用の考え方の見直し前の評価額は、評価価格の 100 億円となりましたが、見直し後は 30%の物価上昇分として 30 億円、10%の取壊し費用見込額を 13 億円をそれぞれ加算するため、評価額は 143 億円となるものでございます。そのため評価額は 100 億円から 143 億円に増加し、基金の積立目標額は 25 億円から 36 億円の約 11 億円を多く見込むという形になります。

御説明ありがとうございました。私が調べた限りでも、一般的な方法なのだと理解しております。

1-1-18 減価償却が終わっている施設はどうするのか伺います。

本来なら何らかの対応をすべきではないのかと考えますがいかがでしょうか。

財政課長 減価償却期間が終わった施設につきましても、取得年月日からの物価上昇分などの調整額を加味して、減価償却累計相当額には反映されますので、一定対応していると考えてございます。

今後、こちらの考でよいのか、議論が必要なのかもしれませんけれども。先に進みます。

1-1-19 解体費をプラスすることになりました。こちらについても良かったのかなと考えます。解体費はどう計算されるのか伺います。

財政課長 取壊し費用でございますが、当初の建物建設費用に物価上昇分を加味いたしまして、当該金額に10%を乗じた金額で計算してございます。

1-1-20 ZEB化など新たな施設負担にかかる費用の考え方は検討しなかったのか伺います。

財政課長 ZEB化などの新しい施設負担につきまして、基金積立てには具体的に反映していないところでございます。当面は、財政、現在の考え方に基づいて活用を行っていく考でございますが、今後の経費の推計や財政フレームへの影響を勘案しつつ、基金残高の状況について注視して考え方を検討していきたいと思ってございます。

これは令和3年の第3回定例会でも御提案させていただいたんですけども、立川市はZEB化に伴うコスト上昇分を15%上乗せしたりしているという事例もありますので、検討していただければというふうに思います。

1-1-21 予算の話になりますが、この度R8年度予算編成に向けて基金積立について諸々の修正をしていく中で、以上の改善をしていくことで、どのくらいの影響があるのか伺います。

財政課長 今回の見直しにつきましては、年度当初における積立額につきましては、財政調整基金の施設改修分、義務教育施設整備基金、社会福祉施設整備基金の三つの基金を合計して約3億円、年度末積立目標額につきましては約100億円増額となると推計してございます。

1-1-22 それでは、そのように見直すとどのくらい財政運営の考え方へ沿った目標額と金額が乖離するのか。それに対してどのように対応することを考えているのか伺います。

財政課長 三つの施設整備基金合計の年度末残高見込みは210億円であります。仮に令和7年度に見直し後の考え方を適用した場合、減価償却累計額相当額の25%の積立目標額につきましては約337億円となる推計でございます。そのため、乖離は127億円となると想定しているところでございます。こちら、3基金とも見直し後の積立目標額が達成できるよう、積立てのほうを増していき、対応を行っていきたいと考えてございます。

1-1-23 お聞きすると、なかなか前途多難であるようにも思えます。基金積立額も、本来準備したい額まで達するのにしばらくかかる考えると、公債費負担比率はどこかで10%を超てしまうのではないかと心配となりますがいかがでしょうか。

財政課長 現在想定している財政フレーム上におきましては、公債費負担比率中野区方式について 10% 以内で運用できている状況でございます。今後も起債発行は慎重に取り扱い、公債費が区民サービスの影響を及ぼさないよう、適正な財政運営を行っていきたいと考えてございます。

1-1-24 先に確認した通り、基金と起債のバランスを考えるにあたり、その大きなウエイトを占める施設改修分の基金の積立額の考え方の基本となっている、施設減価償却費の 25%を積むということは、起債を 75% するという考え方が元になっていきます。

つまり、起債をフルでしないと成り立たない考え方であるとも言えるわけです。

基本に立ち返り、施設規模の見直しや標準化の検討、経費削減への不断の努力がまずは必要となるのではないかと思います。好調な財政状況であるからこそ、こうした状況を全庁で共有し、R8 予算編成に向けて取り組みを進めていただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

財政課長 これまでも経常経費の削減を原則としていまして、デジタルシフトによる行政サービスの質と生産性の向上を念頭に置いた内部管理事務の効率化を進め、内部管理コストの削減を図るなど、歳出抑制、削減に努めてきたところでございます。今後もエビデンスを基にした分析により、適切な財政需要を行い、予算規模といたしまして決算時の見込み残額の縮減に努めることを全庁を挙げて徹底していきたいと考えてございます。

(2)教育費について (1)の質問のボリュームが大きくなつたので落とします。

(3) 工事契約について

次に、契約について 3 点お伺いします。物価高騰や暑さ対策など、契約後においても柔軟な対応は一定必要ですが、様々な工事が、できる限り当初の予算や工事スケジュール通りに進むことが基本であると考えます。

1-3-1 最初に工事における前払金について伺います。

公共工事の前払金の支払い用途には、定めがあります。

一般土木工事においては、請負工事費のうち、工事材料費、労務費といった純工事費のみに定められており、現場管理費や一般管理費に関する経費は対象には含まれません。

公共工事においてこの経費を前払い金の用途に含める特例措置が実施されています。令和 7 年度より、国土交通省は国土交通省が発注に関する前払い金の用途拡大について約款を定めこの措置を恒久化しました。東京都をはじめとして、新宿区、世田谷区など 23 区中 7 区の自治体では、すでにこちらの制度を運用しています。中野区でも検討されてはいかがでしょう？

契約課長 国土交通省による前払い金用途範囲拡大の特例措置の恒久化などに伴い、現在、中央建設業審議会において、公共工事標準請負契約約款の改正が検討されております。その動向を踏まえつつ、区として用途範囲拡大に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

物価高騰の折、資金繰りに苦労している事業者が多い中、適正に工事を進める一助にもなり生産性の向上も目指されるのではないでしようか。

1-3-2 工事前払金の上限については、中野区では令和6年度に4億円から6億円に増額しています。社会情勢を見ながら更なる増額を検討してはいかがでしょう。

契約課長 前払い金の上限引上げにつきましては、区の財政などへの影響が考えられることから、関係所管と必要な情報の共有を図りつつ、対応について慎重に判断してまいりたいと考えてございます。

1-3-3 学校施設の改修にあたっては、特に給食室の整備は夏休み中の工事となります。年度が新しくなって入札が行われて事業者が決定、その後事業者は人員確保と資材準備を行いますので、スケジュールは大変タイトになります。ましてや、工事期間は休み中に限定されます。近年は暑さ対策も必要です。工期の分割や工事期間延長など検討してはいかがでしょう。

子ども教育施設課長 夏休み期間の限られた工期であっても工事が確実に完了できるよう、工事日数のさらなる確保や工事内容の見直しについても検討してまいります。

公園再整備でも、地域のおまつりなどの状況を見ながら、契約や工事スケジュールの工夫をされていると聞いています。一層の取り組みを進めていただきますようお願いします。

今後も土木工事や大きな施設整備が続いていきます。専門性を持った職員により、工事内容をしっかりと把握し適正な契約で進められたいと思います。こうした事業者には災害復旧工事を協定により担っていただいてもいます。

定期的に事業者の方々と、個々の工事内容とは別に、広く契約や発注における課題や区への要望について意見交換の機会をぜひもっていただきたいと思います。

2 公教育について

(1)子どもの意見を反映させた教育活動の推進について

令和3年度に制定された「子どもの権利に関する条例」に基づいて、条例の理念が具現化される取り組みがわかりやすく進められ、子どもの権利が保障され、子どもにやさしいまちづくりが推進されることとなりました。

具体的には「中野区子ども相談室 ポカコロ」の設置や、公園再整備計画への小学校での意見募集、西武新宿線まちづくりにおける子どもたち向けアンケート調査など、さまざまな場面で所管を超えて子どもの人権を守る取り組みや子どもからの意見聴取が実現したことは評価したいと考えます。

2-1-1 令和6年度から、小学校1校当たり20万円、中学校1校当たり30万円の予算を取って、「子どもの意見を反映させた教育活動」が実施されました。初年度試行年でもあり、内容は報奨費、つまり講師代に限定されましたが、どのような活動が行われ、成果をどう分析しているか伺います。

指導室長 各学校では、児童・生徒自ら、ふだん学校で話を聞くことができない人を呼ぶために全校対象のアンケートを実施し、招聘する講師の選定や講師との連絡調整、当日の司会進行などを行うことができました。この活動を通して、例えばオリンピアンの講話や音楽家によるクリスマスコンサートなど、児童・生徒の意見を反映して取り組めたことに多くの児童生徒が高い満足感を得る

とともに、今後はさらなる取組の発展に意欲を見せておりました。当初の目的である児童・生徒の達成感や成就感などを高めることができたと考えてございます。

2-1-2 このお金は税金であり、目的を持って効果的に使うという視点を子どもたちに持ってもらいたいと考えます。それは主権者教育に通じるものでもあります。例えば、小学校高学年や中学生においては、子どもたちには、予算がいくらかかるのかの調査。取り組みの交渉は難しくても、当日までの講師との調整にも参加してもらってはどうかと考えますがいかがでしょうか。

指導室長 昨年度、緑野中学校や明和中学校において、生徒が講師と直接交渉したり、日程を調整したりするなど、主体的に関わる取組が見られました。こうした好事例を全校に共有して、児童・生徒に社会への参画意識や他者との折衝力などを育んでまいります。

2-1-3 この事業の当初の説明において、教育委員会からは「自分の学校をどうしていきたいか自分たちで考え、その子どもたちの意見や考えを基に子どもと先生と一緒に学校づくりを進めていけたら良いと考えています」との説明がありました。今後子どもの意見をより柔軟に取り入れられるような発展的な取り組みを考えられたいと考えますがいかがでしょうか。

指導室長 令和6年度の取組を踏まえ、令和7年度は、予算費目を報償費に加え、例えば、児童・生徒から憩いのベンチを設置したいなどといった意見が寄せられたため、一般需用費や備品費にも活用できるよう改善を図りました。併せて、区の予算編成スケジュールに合わせて、学校の準備を進められるよう工夫してまいります。

2-1-4 一部の児童・生徒だけの活動にならないように、一人ひとりが考え、意見を述べていける活動になってほしいと考えますがいかがでしょうか。

指導室長 一人一台端末を活用して、一人ひとりの意見を集約するなど、全ての児童・生徒の意見を反映しやすくなるよう工夫している学校がございます。今後はこうした取組を多くの学校に広げ、一人ひとりの意見を生かして活動がより発展していくよう、引き続き努めてまいります。

自分の学校をどうしたいのか、自分たちで考える、こんなすばらしい取組を、さらにパワーアップしていくとよいなというふうに思います。

(2)英語教育の充実について

当会派の酒井たくや議員の一般質問でも取り上げましたが、外国語の言葉や文化など多種多様な価値観や考え方への理解を深め、国際社会で活躍できる人材を育成することは重要であると考えます。2020年度に学習指導要領が改定され、小学校5、6年生において英語が教科化されました。中野区の英語教育をさらに充実させていくことを求めます。

学習指導要領解説には、「英語科の目標として「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働き、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することを目指す。」と書かれています。

言語活動とは、そもそも、教え導くために必要な活動・行為ですが、英語活動・英語科においては、この「言語活動」自体が、教科の主軸となる理念となります。この点は、他の教科とは異なっており、共通認識されることが重要です。

2-2-1 英語活動・英語科における言語活動について、全小中学校で理念を共有し、取り組まれることが大事だと考えますがいかがでしょうか。

指導室長 児童・生徒が習得した語句や表現を実際に使って英語で伝え合う言語活動を積み重ねることが、英語によるコミュニケーション能力の育成に直結すると認識してございます。今後、学力向上検討委員会におきまして、区内の小・中学校に言語活動の意義を浸透させるよう検討してまいります。

単語や文法を覚えるなどの「学習」によりテストの点がよくても、その言語を習得したことにはなりません。話すことにおいては「発表」に加えて「やり取り」の活動が大事です。

2-2-2 授業において、充実した言語活動が行われるよう、教員の指導力を向上させる研修の工夫が必要だと考えますがいかがでしょうか。そしてそれは先の共通した「理念」を持てるような内容であって欲しいと考えますがいかがでしょうか。

指導室長 今年度、英語の指導教諭が模範授業を公開し、他校の教員が言語活動について学ぶ機会を設けました。今後も模擬授業や事例研究などを通じて、英語での言語活動を中心とした実践的な研修を継続し、教員が指導力を向上させる機会を提供してまいります。

2-2-3 ALTの配置についても、ALTにそうした理念を共有してもらえるように、派遣会社に依頼していただきたいと思いますが、現状はどのようにされているのか伺います。ALTは、子どもに対する言語指導の専門家ではなく、指導経験も浅い場合も多々あります。例えば、子どもが間違ったやりとりをした時に、何度も復唱させるようなことがあると、逆に子どもたちは英語に苦手意識をもってしまいます。そうした時はどう対応するのが良いか、こうしたスキルが必要です。お伺いします。

指導室長 毎月ALT派遣事業者と連絡調整協議会を実施しております。区の英語教育に対する考え方やALTの指導内容、勤務状況等につきまして情報共有をし、ALTが区の教育理念や学校のニーズに沿った指導を行えるように努めてございます。

そのようなことはないとは思いますけれども、外国籍だったら誰でもいい、そこにいればいいというわけではないということだと思いますので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

2-2-4 小学校と中学校とのカリキュラム連携が必要ですが、現状どのように行われているのか伺います。中学の英語教諭による小学校授業の参観は全校で実施されたいと考えますがいかがでしょうか。

指導室長 現在、小学校と中学校のカリキュラムの円滑な連携を図るため、小・中連携教育協議会や小・

中学校合同による英語教育研修を開催し、小・中学校が連携した英語学習に取り組んでございます。また、年1回、中学校の全英語科教員が小学校の授業参観を行っており、その中で英語の授業も参観してございます。今後は学力向上検討委員会におきまして、小・中連携の英語カリキュラムについて検討する中で、授業参観を通して指導改善に生かす仕組みも検討していく予定でございます。

どの教科でもそうですが、英語に関してはまだ教科化されて年月が浅いこともあり、小学校においてどの程度の英語力を身に付けて中学に入学しているのかも、より丁寧な把握が必要だと思います。

2-2-5 中村議員からも質問させていただきましたが、外国籍の児童生徒に対する日本語指導と同様、子どもたちにとって英語の習得は多文化にふれるための大変な活動です。英語活動・英語科の授業においては、英語だけではなく、多言語や、他文化への理解や尊敬を持たせるものであってほしいと考えますがいかがでしょうか。

指導室長 英語の授業を含め、学校の全教育活動において、多言語や多文化への理解と尊重する態度を育むこととしてございます。児童・生徒が英語を学ぶ過程で多様な言語や文化に触れ、国際的な視野を広げられるよう、授業改善に努めてまいります。

中野区の英語検定試験の成績は高いと聞いています。他の委員からも提案もありましたけれども、取り組みの更なる充実により「教育の中野」「英語の中野」とも言われるよう提案します。議員になって初めての一般質問でも英語教育について取り上げました。中野区の取り組みの大きな柱になるといいと、もと区内小学校で外国語活動指導助手を務めていた身としては願っています。

(3)中野区コミュニティ・スクールと次世代育成委員の次期委嘱について

2-3-1 令和6年度までの取り組みを検証し、令和7年度から全校に学校運営協議会が設置されることになりました。学校運営協議会が設置された学校を、コミュニティ・スクールといいます。現在の協議会の設置と活動状況を伺います。

学校地域連携担当課長 7月までに学校運営協議会は、全ての幼稚園、小学校、中学校、計31か所で設置され、9月末時点で計41回開催しております。また、中学校区の学校運営連絡会は、3地区で開催しております。

2-3-2 地域で支える学校として、地域から協力をいただく地域学校協働活動が基本となります。これまでも何度も質問し、要望して参りました。今年度はどのような取り組みがされているのか主なものをご紹介ください。

学校地域連携担当課長 地域学校協働活動として、子どもたちにとってよりよい教育環境となる取組が行われております。例えば令和小学校では、協議会が中心となって地域の方々や防災危機管理課と連携しまして、安心して暮らせるまちにという授業を実施し、校庭での消防車放水や防災講義などを実施いたしました。また、北原小学校では、地域の方が夏休みに子どもの学習をサポートするサマースクールを実施いたしました。

多くの地域の方々のお力を借り、区内事業者にも御協力いただき、今のお話ですと、府内でも連携をしていただき、そんな仕組みが進んでいくということを伺いましてよかったです。

2-3-3 次世代育成委員は、学校支援ボランティアのコーディネータを長年勤めてきました。第2回定例会でも質問しましたが、次世代育成委員の学校運営協議会発足後の役割を整理し、来年度に迫っている次期7期の委嘱活動をスタートさせる時期です。現在の取り組み状況を伺います。

育成活動推進課長 次世代育成委員や各地域、学校等からの意見を踏まえまして、役割の整理を行ったところでございます。次期次世代育成委員は、2年間の任期として委嘱する予定であり、各中学校区で候補者を選出する推薦会の準備を進めているところでございます。

2-3-4 今2年間とおっしゃいましたけど、通常は3年間ではありませんでしたでしょうか。

育成活動推進課長 これまででも御意見いただいていましたように、学校運営協議会の地域コーディネーターと次世代育成委員の地域ネットワークの構築における役割が重複しているというふうに考えてございます。また、令和7年度から各中学校区に1館配置している基幹型児童館におきましても、地域連携の促進が役割の一つとされております。こうした役割も踏まえましたところ、学校運営協議会活動の定着や児童館の三類型への移行期間を見据え、2年間とする予定でございます。

2-3-5 では、通常は3年間でありますけれども、2年間の任期で次期、7期は委嘱するということだと今御説明いただいたんだと思います。それで、2年間の委嘱後、令和10年度以降、次世代育成委員をどのように配置していくのか、方針は決まっているのでしょうか。

育成活動推進課長 令和10年度以降、次世代育成委員の役割は、学校運営協議会の地域コーディネーター及び基幹型児童館の役割として継承をしていくことといたしまして、委員の委嘱は終了することを検討しているところでございます。

2-3-6 よく議論していかれたいと思います。

次世代育成委員の何人中何人の方が学校運営協議会の委員となり、そのうち何人がコーディネーターを受けてくださったのか伺います。

育成活動推進課長 現在の次世代育成委員28名のうち、25名が学校運営協議会の委員となってございます。また、その25名のうち12名の次世代育成委員が、地域コーディネーターを引き受けていただいてございます。

2-3-7 今、数字を伺いまして、コミュニティ・スクールのコーディネーターと次世代育成委員とは、設置の要件は異なりますけれども、多くの次世代育成委員に学校運営協議会の委員とコーディネーターを受けていただいており、同じ方向を向いて活動してくださっていることが分かります。次世代育成委員が担っていただいたような地域での育成活動が今後も滞りなく進むように、そこはしっかりと考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

育成活動推進課長 これまで長年にわたり地域での育成活動に貢献いただいていた次世代育成委員の功績は、非常に大きいものであると認識してございます。今後は、地域コーディネーターや基幹型児童館での役割の中で、これまで以上に地域での育成活動を進めていく必要があると考えてございます。

地区懇談会というのも、次世代育成委員が担っていましたので、ぜひそこもどういうやり方がいいのか、検討していただきたいと思います。

2-3-8 次世代育成委員だけではなく、地域と、特に学校運営協議会の委員の方々にも、今後の次世代育成委員のあり方について区の検討状況を共有し、理解してもらうようにされたいのですがいかがでしょうか。

育成活動推進課長 次世代育成委員の今後の在り方につきまして、地域にも御説明し、共有する機会を設けることを検討してまいります。

CSが整備される中、活動しにくかった時期が続きました。活動されてこられた次世代育成委員の方々に敬意を表すると共に、今後の中野区コミュニティ・スクールと、健全育成活動の発展を望みます。

(4)総合教育会議の開催について

次に総合教育会議の開催について伺います。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、すべての地方公共団体に設置が義務付けられている、行政の長と教育委員会との協議・調整の場です。近年、社会状況の変化もあり教育に関する課題は多く、会議の開催を会派としても求めてきたところです。

2-4-1 この度の中野区報9/20号で案内がありましたが、10月3日に会議が開催されることになったことは評価いたします。

総合教育会議にて協議・調整する事項は、3つ定められていますが、この度はどの事項でどのような議題で開催するのか伺います。

総務課長 10月3日の総合教育会議におきましては、中野区立学校における子どもの意見を反映させた教育活動について、また、コミュニティ・スクールについて、また、中野区教育委員会における英語教育に関する取組の三つの議題を予定しております。会議の運営要領におきまして、協議並びに調整を行う事項として3項目定めておりまして、今回予定している会議については、そのうち、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策に関することに該当するものと考えてございます。

会議にて合意した方針があれば、その方針の下に、区長部局と教育委員会とがそれぞれの事務を執行することになります。私がこの度の総括質疑で取り上げたテーマと重なりまして、どのような議論になるのか楽しみに思います。

2-4-2 前回は令和5年2月に教育大綱改定の機会に開催されましたので、およそ2年半ぶりとなります。また、教育大綱の策定以外で、総合教育会議を開催したのは、「学びの連続性」という議題で開かれた平成29年11月17日以来です。

複合的な課題を持った家庭への支援、部活動の地域移行など地域と連携した取組み、不登校児童・生徒への対応も含めた多様な学びの場の提供など、今、教育現場において、区長部局とともに取り組むべき事は多くあるなか、タイムリーに会議が開催されることをのぞみます。他自治体では、定期的に開催されている自治体もあります。今後どのようなペースで会議を開催していくのかについて考え方があるのか伺います。

総務課長 総合教育会議は、運営要領の会議の議題に該当する事項が生じた場合に、区長と教育委員会で調整の上、開催の判断を行うものでございますが、区長と教育委員会の円滑な協議調整のためには、あまり間隔を空けずに開催することが望ましいものと考えております。

ぜひよろしくお願いします。

2-4-3 総合教育会議は、学校教育以外にも、社会教育、学術及び文化の振興を含めて協議していくものでもあります。今後も広く教育について議論し取り組みを進めていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

総務課長 総合教育会議は、教育大綱の策定変更のほか、教育を行うための諸条件の整備や教育・学術及び文化の振興など幅広い課題について、区長と教育委員会が協議・調整を図る場でございます。今後も教育委員会及び区長部局における施策の動向等を見据え、区政の状況等を踏まえた会議の開催を促していきたいと考えてございます。

3 第二次再犯防止推進計画について

次に3番、第二次再犯防止推進計画について伺います。今年8月、中野区第二次再犯防止推進計画が策定されました。未だ地方再犯防止推進計画が策定されていない自治体もある中、中野区では第二次計画まで策定が進んでいることは評価されるものです。前回平成28年(2020年)策定の計画から、ページ数が増え、資料も充実し全面的な改訂となりました。

●計画について

3-1 今回の計画においての基本理念、目的、前回の計画と大きく変わった点を教えてください。

地域活動推進課長 今回の計画は、誰一人も加害者にさせない、ならない地域づくりを基本理念とし、誰もが安心して健やかに自ら暮らせるまちを目指しております。また、単なる再犯防止にとどまらず、地域全体で犯罪や非行を未然に防ぎ、孤独・孤立を生まない社会づくりを目指しております。

●犯罪被害者支援との連動

3-2 本計画は、犯罪被害者支援と連動しているのが大事なポイントだと思います。中野区では、再犯防止推進計画と犯罪被害者支援条例とが両方策定されているという、大変先駆的な自治体でもあります。今年度は主要成果、90ページにもあるとおり、犯罪被害相談延べ人数は48%増加となってい

ます。常勤保健師を配置し、普及啓発活動に取り組み、寄り添った支援を続けてきた成果であると評価しております。

最大の被害者支援は、新たな犯罪を生まないということであると考えます。再犯防止推進においては、こちらの担当部署の活動も重要です。本年の社会を明るくする運動&関連イベントにおいては、ナカノバにて、被害者支援のパネル展示も実施されました。今後、保護司会や更生保護活動団体との連携も含め、犯罪被害者等への心情の理解をさらに進めるよう、取組を強化されてはいかがでしょうか。

福祉推進課長 犯罪被害者支援でございますが、令和6年度から若年層への啓発活動を強化するために、帝京平成大学との共催による講演会を実施しているところです。引き続き、幅広い年代層に対して、犯罪被害者支援とともに、加害者にならない理解を深めるための活動を継続してまいります。また、区といたしましては、再犯防止推進と犯罪被害者支援は密接に連携しながら推進していくということを考えており、パネル展のほかには、今後各地区で開催される保護司会等の催しにおいても連携して普及啓発活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

3-3 誰もが被害者にも加害者にもならないために、子どもへの社会規範の醸成は特に大事だと考えます。現状と今後の取り組みについて伺います。

福祉推進課長 犯罪を未然に防ぐ取組を強化するために、児童館や学童クラブ、キッズ・プラザ職員等を対象とした子どもの権利や犯罪被害者の支援事業の取組等を紹介する出前講座を実施しているところでございます。今年度は、既に二つの施設において実施をして、56人の受講を頂いております。今後は、直接児童・生徒に向けた啓発活動を行うなど取組を強化してまいりたいと考えております。

3-4 今ご紹介があった通り、学校でも啓発活動に取組めると良いと考えます。特別授業等の実施状況はいかがでしょう。

指導室長 明和中学校におきまして、人権尊重教育の取組として、特別事業として犯罪被害者の家族の方からの講和を実施し、その成果を他校の教職員にも共有したところでございます。区立学校では、人権教育プログラムに基づきまして、犯罪被害者やその家族の人権問題など、社会における多様な人権課題を取り上げ、偏見や差別の根絶を目指した教育を推進しているところでございます。

なかなか区内全校でというのは難しいかもしれませんけれども、取組を進めていただければというふうに思います。

●犯罪・非行予防

3-5 計画の一番最初に、犯罪・非行予防の充実とありますが、特に不良行為少年などへの対応は課題として考えていかないとなりません。子ども・若者支援地域協議会の活用とありますが、実際の個別支援の実績や課題を教えてください。

子ども・若者相談課長 子ども・若者支援地域協議会においては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しておりますが、不良行為少年に関する個別の事案については、これまで取り

扱った実績はございません。一方で、子ども・若者支援センターで実施している若者相談においては、過去に東京少年鑑別所の心理相談へつないだケースがございます。犯罪・非行予防のための若者支援の必要性については認識しており、協議会において、今後具体的な事例を通じた対応方針の検討を進め、若者支援に取り組む関係所管及び関係機関とのさらなる連携強化、地域の支援力の向上につなげていきたいと考えてございます。

- 3-6 若者世代には、相談支援の充実はもちろんですが、そうした少年たちの情報を得ること。さらに相談につながるような居場所確保等の取組みが必要です。区としての義務教育終了後の世代への取り組み状況を、民間の力の活用なども含め教えてください。

子ども・若者相談課長 若者への支援については、非行につながる前の早い段階からの状況を把握し、対応していくことの重要性は認識してございます。区としては、子ども・若者支援センター内に若者フリースペースを開所しているところでございますが、近隣区を含めた民間の若者の居場所の情報の集約や連携も必要だと認識してございます。今後検討を進めてまいりたいです。また、義務教育終了後の支援が必要な若者の把握や関係機関での連携の取組については、すこやか福祉センターと中学校の連絡会のほか、子ども・若者地域支援協議会の実務者会議の中で、子ども・若者支援センターとスクールソーシャルワーカーの進行管理会議がございまして、切れ目のない支援へとつなげていけるよう取り組んでいるところでございます。

他の区では、民間支援団体が活動している例は多くあります。なかなか行政だけでは支えきれない分、区としてもそういう団体との交流に取り組んでいただきたいと考えます。

●立ち直り支援の強化

- 3-7 昨年の第4回定例会にて、区としての更生保護施設等に入られる方々への手続き支援を要望しました。地域事務所での住民登録など、窓口職員の理解があると手続きはスムーズに進みます。成果をお知らせください。

戸籍住民課長 更生保護施設と地域事務所との連携についてでございますが、第二次再犯防止推進計画におきまして、新たに更生保護施設との転入手続等における連携について記載をいたしまして、本年4月より実際に連携を開始し、窓口での手続等におきまして、プライバシーに配慮した上で円滑な対応が可能となってございます。連携に際しましては、担当する地域事務所職員への啓発を事前に行っており、今後は本庁舎や他の地域事務所におきましても、啓発を深めることでより円滑な手続の実施に努めてまいりたいと考えてございます。

理解が全庁の職員に伝わるように、ぜひよろしくお願ひをいたします。

- 3-8 薬物などの依存症に対して適切な専門機関に繋げられなかったり、対象者が高齢者や障がいのある人であったり、あるいは保護者や引受人自身がそうである場合もあるなど、抱えている課題は複合的で、対応が難しいケースが多くあります。また、保護司から手が離れる保護観察期間終了後も、本来なら別観点から支援が必要な場合もあります。こうしたケースには「息の長い支援」を継続す

することが必要です。就労や住居の確保への協力も得ていく取り組みも求められます。本計画には、目標設定がありませんが、個別の事案がスムーズに行くように、計画全体の進行管理をどのようにしていくのでしょうか伺います。

地域活動推進課長 複合的な課題を抱える方への支援は、保護観察終了後も継続的に行う必要があると考えております。区では、第二次再犯防止推進計画に基づき、有識者や関係機関で構成する会議体を設置し、国や都の動向、社会状況を踏まえながら、定期的に進捗状況を確認し、計画の進行管理を行っていく予定でございます。

●安心・安全の地域づくり

犯罪や非行をした人は罪を償ったのち地域に戻ります。「再犯防止推進」は、そうした人の多くは地域において困りごとを抱えた一人であり、まちの方々ができる範囲で見守り支え合い、また必要に応じて早期に福祉などの支援を受けられるような体制づくりを目指すものです。孤独・孤立がなく、困っていることを周囲に伝えられる関係性があるだけでも穏やかな暮らしに繋がります。地域ケア会議などによる支援者同士の顔の見える関係性の構築も重要です。

そして周りの方の負担が大きくなり、地域の繋がりだけでは改善が難しくなった時には、適切に行政が対応できるよう準備しておくことが必要です。

3-9 人と人とのつながりあうまちづくりとは、言葉にするのは簡単でも、実現させるにはよく考えられた体制が整えられていないなりません。最後に「安心・安全な地域づくり」を構築していく区長の決意を伺い、全ての質問を終わります。

酒井区長 安心・安全な地域づくりの構築について、私の考えを述べさせていただきます。

区は、第二次再犯防止推進計画に基づいて、罪を償った方が地域で孤立をせず、必要な支援を受けながら社会復帰できる体制づくりを進めているところであります。地域のつながりだけでは対応が難しい場合には、行政が支援を行うなど、切れ目のない支援体制を構築する必要があると考えております。安心・安全な地域づくりは区政の根幹であります、区民、支援者、行政が一体となって、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組んでいく考えでございます。

御清聴ありがとうございました。